内閣衆質二〇六第一九号

令和三年十一月十九日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆 議 院議長 細 田 博 之殿

衆議院議員長妻昭君提出ネオニコ系農薬と広汎性発達障害との関係に関する質問に対し、 別紙答弁書を送

付する。

衆議院議員長妻昭君提出ネオニコ系農薬と広汎性発達障害との関係に関する質問に対する答弁書

ち、 っては 八十二号) き農薬の範囲を指定した件 お 三種 尋ねの 当該資料が提出された後に、 令和四年三月三十一日までを再評価を受けるべき者からの試験成績を含む資料 の有効成分を含む農薬にあっては令和三年十二月二十八日までを、二種の有効成分を含む農薬にあ 第八条第一項の規定による再評価 「最終評価」 の意味するところが必ずしも明らかではないが、 (令和元年農林水産省告示第八百四号) により、 農薬の安全性その他 (以下単に の品質に関する審査を開始することとしてい 「再評価」という。) 農薬取締法 においては、 ネオニコチノイド系農薬 この提出 (昭和二十三年法律第 再評 の期限としてお 価を受ける

れる試 導入されたも 再評 当該 、験成績、 価 審 査 に係る制度が農薬取 の終了後結果を取りまとめた審査報告書を公表する予定であるが、 のであり現時点におい 少なくとも過去十五年分の公表文献等を基に専門家の 浴締法 の 一 ては 部を改正する法律 再評価を行った実績が (平成三十年法律第五十三号) ないこと、 意見も踏まえながら審査を行う必要が 再評価を受けるべき者から提出さ その公表する時期については の施 行に より新

また、 御指摘の 「メー ・カーからの実験データ」の意味するところが必ずしも明らかではないが、 再評価を

あること等から、

予断

を持ってお答えすることは

困難

である

り、

受けるべき者から提出される試験成績について、 号イに該当すると考えられるときは、 にすることにより、 法律第四十二号)第三条の規定による開示の請求があった場合において、その試験成績の内容が、これを公 当該者の権利、 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、 当該内容の部分について、これを公表することは困難である。 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年 同法第五条第二

が、 いて、 取締法に基づき、 に基づき審査を行うこととしている。 会決定)に基づき収集及び選択をされた人、 \mathcal{O} 因果関係 お 尋ねの ネオニコチノイド系農薬についても、 「公表文献の は 「ネオニコ系の農薬の使用と自閉症や広汎性発達障害との関係」については、 確認されていないと考えている。 農薬の安全性その他の品質に関する審査を行った上で登録を行っており、 、収集、 選択等のためのガイドライン」 御指摘 再評価 家畜等に対する影響に関する公表文献を含む最新 \mathcal{O} ネオニコチノイド系農薬を含む全ての農薬については、 「厳しい措置」 の結果に基づき、 (令和三年九月二十二日農業資材審議会農薬分科 の意味するところが必ずしも明らか 必要な場合には、 その登録 政府としては、 その の内容 \mathcal{O} の再評価に 科学的 っでは、 の変更 農薬 な 知見 にお そ

お 尋ねのネオニコチノイド系農薬の使用についての 「欧州各国の規制と日本の規制の違い」については、 や取消

 \mathcal{O}

措置を講ずることとなる。

欧州連合では一種の有効成分を含む農薬が、 のとして登録されているものと承知している。欧州連合及び我が国において個別の農薬を使用可能なものとして登録されている。欧州連合及び我が国において個別の農薬を使用可能なものとして登録されている。 して登録するか否かについては、それぞれの国及び地域がそれらの農作物の栽培実態、 我が国では七種の有効成分を含む農薬がそれぞれ使用可能なも 病害虫の種類等の特 のと

性を踏まえて、 科学的根拠に基づく審査により、 判断しているものと認識している。